

## (一社) 日本気象予報士会 北海道支部 講演等対応細則

- 第1条 本細則は一般社団法人日本気象予報士会北海道支部（以後、支部とよぶ）の活動の一部として実施する講演等の対応に関して定める。
- 第2条 支部の活動において支部会員以外の人員に対して依頼した講師に対して支払う費用は謝金及び旅費とする。
- 2 謝金支払額の基準を別表の通り定める。
  - 3 謝金支払額は減額調整することができる。
  - 4 旅費支払額の基準は支部旅費細則に従う。
- 第3条 支部以外の機関・団体からの依頼により講演などを実施する場合に依頼元へ請求する費用は謝金及び旅費とする。
- 2 謝金請求額の基準を別表の通り定める。ただし支部細則に優先する規則がある場合は本細則の定めによらず請求額を決定する。
  - 3 旅費請求額の基準は支部旅費細則に従う。ただし支部旅費細則に優先する規則がある場合は支部旅費細則の定めによらず請求額を決定する。
  - 4 講演等の実施に伴い材料費などが発生する場合は、実費を依頼元へ請求する。
- 第4条 謝金の支払いは1時間(60分)を基準とする。支払い対象とする時間は、移動時間及び控室などでの待機時間を除いた講演など出席による実働時間とする。
- 2 支払い単位は1時間とし、1時間未満の端数が有る場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。
- 第5条 この規定に該当しない場合に関しては、支部長、副支部長、支部会計にて協議の上、支部長が決定し支給できる。
- 第6条 本細則を改廃する場合は支部長、副支部長、支部会計ほか支部運営に係る会員の承認を得て行うこととする。

### 別表

謝金基準額 (1時間当たり)	支部が主催する活動の場合		支部以外の機関・団体 からの依頼の場合
	予報士会会員	予報士会会員以外	
	0円	10,000円	10,000円

※謝金は上記額に源泉徴収に必要となる各種税額を加えた額を支払額とする

平成28年5月21日制定